一人ひとりが相手を思いやる心を持つことが「人権のまちづくり」の第一歩だと思います。

本田（ほんだ） 純也（じゅんや）さん（瀬田）

今回は、「平成21年大津町成人式」で実行委員会委員長として、式の企画・立案から、手づくりの式に取り組んだ本田純也さんに話を聞きました。

実行委員会（以下 委員会）活動のきっかけは何ですか？

私の姉も以前、成人式（以下 式）の実行委員をしていました。その活動を見ながら、「自分たちだけの式をつくっているという感じがして、自分もできたらいいな」と思ったのがきっかけです。

委員会ではどんな活動をやりましたか？

各出身中学校から数人が集まり、集まった人がその友だちを誘いながら参加者を増やしていきました。式次第の役割分担や、今回のメーンイベントである各中学校からの映像作成を行いました。

この活動を通して何か感じたことはありますか？

始め3人だった実行委員は、最終的に19人になりました。昨年と同様に新成人へのインタビューを行い、会場内は大いに盛り上がりましたが、終わってみると当初からみんなでいろんな考えを出し合って討論すれば、もっと他のイベントも実行できたんじゃないかなという心残りなところもあります。

しかし、一生に一度の式を自分たちでつくりあげた達成感や喜び、今回初めて知り合った仲間との出会いが自分の財産になりました。家族も「参加できてよかったね」と祝福してくれました。

いま、町では様々な人権問題の啓発に取り組みながら「人権のまちづくり」を目指しています。「人権」について聞かせてください。

私は、これまで学校の授業や集会などに参加し、人権問題について学んできました。

「自分が言われて嫌なことは他人にも言わない」と心に決めています。私は、一人ひとりが相手を思いやる心を持つことが「人権のまちづくり」の第一歩だと思うのでそれを意識して実行していきたいです。「人と人とのつながり」もまた大事です。この大津町の住民同士が、心のつながりのあるまちであってほしいので、これからも「挨拶」を大切にしたいと思います。

「将来の夢」を教えてください。

私は現在、熊本大学教育学部で数学を専攻し、将来は数学教師を目指しています。一番の「夢」は、地元で学校の先生になって、趣味の野球を子どもたちと一緒に楽しむことです。

最後に「二十歳の誓い」をお願いします。

これから、自分の責任において、判断力と実行力を身に付けながら、少しでも社会に貢献できるよう努力していきたいです。

蒲島知事が町人権啓発福祉センターに来館

1月8日、同和問題への理解を深めようと、蒲島郁夫熊本県知事が、町人権啓発福祉センターに視察で来館しました。

説明を受ける蒲島知事

センター前で、町花「つつじ」を記念植樹する蒲島知事

緊急雇用対策本部を設置

町では、雇用への不安や失業による生活不安を少しでも解消するため、離職や失業した町民を対象に**「緊急雇用相談窓口」**を設置しました。

相談時間　月曜～金曜（祝日を除く）　午前9時～午後5時

相談場所　役場2階　相談室（総合窓口におたずねください）

相談内容　経済不況にともなう離職者、失業者を対象とした求人情報の紹介、生活相談などを実施します。

休日に「緊急相談窓口」を開設します

日時　2月14日（土）15日（日）
　　3月15日（日）
　　午前8時30分～午後5時

※場所は、平日と変わりません。

●問い合わせ　役場商業観光課　☎(293)3115

みんなの国民年金 114

住民課 住民係 ☎(293)3112

20歳になったら、国民年金の加入手続きが必要です

Q 20歳になるけど届出が必要なの？

A 会社員などの人、扶養に入っている人以外は、届出が必要です。

すでに会社員や公務員になっている人、結婚して扶養になっている人以外の人は、20歳になったら、役場で国民年金加入の手続きを行ってください。

Q 「学生」も加入しなければならないの？

A 学生でも加入しなければなりません。

大学や短大、専修学校などに在学していて、前年度の所得が基準額以下であれば、在学中の保険料が猶予される「学生納付特例制度」があります。納付できないときは、必ず申請しましょう。

Q 収入が少ない場合はどうしたらいいの？

A 保険料の免除制度があります。

所得が無い、少ないなどの場合は、保険料の免除制度が利用できます。また、20歳代の人は、世帯主である親と同居していても本人と配偶者の所得が一定以下の場合は、納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

Q 年金って若い時にも関係あるの？

A 老後の年金だけでなく、障害基礎年金があります。

年金には老齢基礎年金だけではなく、加入中の病気やケガが原因で障害が残った時の障害基礎年金があります。事故やケガなどは、いつ自分の身に起こるかわかりません。そんな時、障害基礎年金が生活を支えます。

■問い合わせ　熊本西社会保険事務所　☎(355)3261